

ティチーノ州にお住まいの皆様

平成31年1月4日  
在ジュネーブ領事事務所

### ティチーノ州における領事出張サービスのお知らせ

下記のとおり、ティチーノ州にお住まいの皆様を対象とした領事出張サービスを実施いたします。  
下記の手続(①在留届を除く)をご希望の方は必要書類等をお知らせいたしますので、必ず事前に(③旅券及び④証明については1月22日(火)までに)当事務所までご連絡下さい。

#### 記

日時 : 2019年2月22日(金) 14:00~17:00  
会場 : HOTEL FEDERALE LUGANO  
Via Paolo Regazzoni 8  
CH6900 Lugano  
Tel:091 910 08 08

#### 領事事務受付内容

- ① 在留届: 在留届提出の受付
- ② 選挙: 在外選挙人名簿登録申請の受付  
※海外での居住が3か月未満の方でも登録申請ができます。
- ③ 旅券: 現有旅券の切替発給、お子様の新規発給や期限切れによる新規発給等。  
※ご希望の方は事前に申請書等をご提出頂く必要がありますので、**1月22日(火)までに必ず当事務所までご連絡下さい。**(6か月以内に発行された戸籍謄(抄)本が必要になる場合がございます。)  
また、当日も旅券に関する申請(新規・切替・訂正)を受け付けますが、**当日受付分につきましては後日当事務所にてお渡しすることになりますので、予めご了承下さい。**
- ④ 証明: 在留証明, 署名証明, 翻訳証明, 運転免許証の仏語訳  
戸籍謄本に基づく出生, 婚姻証明等の受付  
※ご希望の方は事前に申請書等をご提出頂く必要がありますので、**1月22日(火)までに必ず当事務所までご連絡下さい。**
- ⑤ 戸籍: 出生, 婚姻等戸籍関係届の受付
- ⑥ 国籍: 国籍選択届等の受付

その他、当領事事務所に対するご意見・ご要望等ございましたら、この機会にお気軽にお問い合わせ下さい。

■在ジュネーブ領事事務所■  
CONSULAT DU JAPON  
GENÈVE  
82 RUE DE LAUSANNE  
1202 GENEVE / SUISSE  
TEL:022-716-99-00 FAX:022-716-99-01